

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成30年10月26日認可した。

平成30年11月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
丸亀市綾歌町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）打越上池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）輪工池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）成願寺池地区